

『C-Book 倒産法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年11月8日現在

| ページ | 場所 | 誤 | 正 | 更新日 |
|-----|---|--|--|--------------|
| 5 | 下から 11 行目 | 債務者の総財産をもって 相殺権者に公平な満足を与えることを 目的とする・・・ | 債務者の総財産をもって 総債権者 に公平な満足を与えることを目的とする・・・ | 2007. 12. 25 |
| 32 | 下から 10 行目 | (1)他の倒産処理手続きが 継続している場合 | (1)他の倒産処理手続きが 係属 している場合 | 2007. 12. 25 |
| 60 | 5 行目 (2 箇所)、7 行目、10 行目、15 行目、16 行目、21 行目 (2 箇所) | 釈明 | 疎明 | 2007. 12. 25 |
| 67 | 下から 8 行目 | 申立人となった債務者のみ | 申立人となった 債権者 のみ | 2007. 12. 25 |
| 109 | 下から 10 行目 | 法的財団 | 法定 財団者 のみ | 2007. 12. 25 |
| 114 | 下から 12 行目 | 破産者の中に 善意の者が存在するのに | 破産 債権者 の中に 善意の者が存在するのに | 2007. 12. 25 |
| 119 | 14 行目 | 財団債権に属する | 破産財団 に属する | 2007. 12. 25 |
| 123 | 16 行目 | 履行期末到来の債権 | 履行期 未 到来の債権 | 2007. 12. 25 |
| 148 | 11 行目 | 財団不足のおそれのある場合には | 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがある と認めるときは、 | 2007. 12. 25 |
| 168 | 4 行目 | 48 条 1 項の適用有無が | 48 条 1 項の適用 の 有無が | 2007. 12. 25 |

| | | | | |
|-----|----------|---|--|--------------|
| 207 | 欄外過去問 | 500 万円 | 50 万円 | 2007. 12. 25 |
| 349 | 2 行目 | 再生手続きにおける債権者集会は、破産手続きにおいて必要とされる のと異なり、原則として任意的なものである。 | 再生手続きにおける債権者集会は、 任意的なもの である。 | 2007. 12. 25 |
| 400 | 25 行目 | デッド・エクイティ・スワップ | デット ・エクイティ・スワップ | 2007. 12. 25 |
| 544 | 下から 3 行目 | 乙債権を自動債権、丙債権を受動債権・・・ | 乙債権を自 働 債権、丙債権を受 働 債権・・・ | 2007. 12. 25 |